

## ～社会福祉法人 雲柱社 虹のひかり保育園一時保育のご案内～

### 1. 一時保育の目的

保育需要の多様化に伴い、一時保育事業を実施することにより、家庭における保育を支援し、児童福祉の増進を図ることを目的とします。

### 2. 対象児童 狛江市在住の生後 57 日以上満 2 歳未満の児童

\* 現に保育施設等に入所している児童は対象になりません。

### 3. 利用要件

(1)保護者の就労、就学等により家庭での保育が断続的に困難な場合であること。

・・・原則週 3 日が限度です。

(2)保護者の疾病、入院、冠婚葬祭等社会的にやむおえない理由により、緊急かつ

一時的に家庭における保育が困難な場合であること。

・・・1 回の理由につき、原則休日を除いた連続して 14 日以内が限度です。

(3)育児に伴う身体的・心理的負担を解消する等の特段の理由があること。

・・・原則 1 回につき 1 日が限度です。

### 4. 利用日時 月～金曜日(土・日・祝日・年末年始を除く)の午前9時～午後 5 時まで

### 5. 定員等 3 人 (生後57日以上満 2 歳未満の児童)

### 6. 申し込み

(1)虹のひかり保育園携帯電話にご連絡ください。 虹のひかり保育園携帯電話 **090-2910-7081**

受付時間は、平日 月～金曜日の午前9時～午後 5 時となります。

(2)虹のひかり保育園一時保育登録申請書によりご登録していただきます。その際、①健康保険証(写)、

②乳幼児医療証(写)、③食物アレルギーのないお子さんは母子手帳の写し(現在の月齢に近い検診のページ)④食物アレルギーがあるお子さんのみ、かかりつけの病院で書いてもらった(有料)市指定の健康診断書をお持ちください。

(3)来園いただき、面接をします。面接日には、お子さんとご一緒にいらして下さい。健康記録票は、あらかじめ記入のうえお持ちください。

(4)申込受付開始日は次表のとおりです。

## \*2015 年 4 月～申込み受付日が変わります。

\* 2015 年度の申し込み受付は3/16～(4 月上旬 2 週間分)からとなります。

(例)

	利用日	受付開始日
各月	1～15 日	前月の 17 日
	16～31 日	当月の 2 日
(例) 6 月	11 日	5 月 18 日
(例) 6 月	23 日	6 月 2 日

\* 土・日・祝日及び年末年始にあたる場合はご利用できません。

\* 受付開始日が土・日・祝日及び年末年始にあたる場合は、翌日以降最初の平日が受付開始日となります。

(5)給食等はありません。ミルクや離乳食、おやつ及び飲み物をお持ちください。

(6)薬はお預かりできません。

### 7. 利用時間・利用料金(1人1日) \*0 歳は1日 4 時間以内

区分	利用時間	利用料金
午前 9 時～午後 5 時	4 時間以内	1,500 円
	4 時間以上	3,000 円
	8 時間以内	

\* 利用時間が 8 時間を超える場合の利用料金は 3,300 円です。

### 8. 支払方法

\* 当日現金払い、または継続的にご利用の方は銀行・郵便局の引き落としになります。

\* 未納がある場合は、ご利用できなくなる場合があります。

### 9. その他

\* 衣服や持ち物などの全てに記名をしてください。

\* 2歳の誕生日以降は駄倉保育園一時保育をご利用ください。誕生日の前月 1 日から登録できます。

\* 生活保護受給世帯・前年度市民税非課税世帯・災害等の特別な事情で保育料を支払うことが困難と認められた場合は、申請の上利用料金が免除されます。